

令和6年 第7回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年7月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年7月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 18名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明
13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好 16番委員 田 村 隆 司
17番委員 高 橋 品 子 18番委員 戸 澤 奈 実 恵 19番委員 中 島 工 リ
- 4 欠席委員 1名
15番委員 原 澤 章
- 5 議事録署名委員
2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 義 信 書記 中 山 文 弥 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第25号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

協議事項・報告事項

- (1) 農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に2番近藤民治委員・3番内海博光委員を指名し議事に入る。

 続きます、4の議事に入ります。議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明がございます。

- 事務局 1 ページをお開きください。
議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求めます。
別紙記入事件、5 件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上よろしくお願ひいたします。
- 会長 それでは、番号 1 から審議に入りたいと思います。
現地の調査報告をお願いしたいと思いますが、番号 1 は私のところの案件でしたが今回勝手ながら隣接の近藤委員をお願いしております。よろしくお願ひいたします。
- 2 番委員 お世話になります。
2 番、〇〇区担当の近藤です。
農地法第 3 条による申請事案の調査結果について報告いたします。
7 月 5 日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇より東へおよそ 200m のところですが、7 月 5 日、直接〇〇さんにお会いして確認いたしました。譲渡人が申請地は相続により取得したが、高齢のため。譲受人申請地は自宅の近くにあり、耕作したいということでもあります。農地効率的利用は所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行が確実と思われます。年間従事日数は 120 日で、ネギなどジャガイモを栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画への支障の有無は、野菜など耕作を計画されており、周辺の耕作は山林のため、支障はありません。そのほかの懸案事項は特にございません。
よろしく審議いただきますようよろしくお願ひいたします。以上です。
- 会長 調査報告ありがとうございました。
ただいまの報告を受けまして、皆様のほうから質疑をお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。
（「なし」の声）
それでは、21 号の 1 の案件は許可としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、議案第 21 号の 1 の案件は許可といたします。
続いて、議案第 21 号の番号 2 について、担当委員に調査報告をお願いします。
- 3 番委員 3 番、〇〇地区担当の内海です。
農地法第 3 条による申請事案の調査結果について報告いたします。
7 月 3 日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇線、〇〇信号より南東に 700m の自宅を中心に、周り大体 500m ぐらいの範囲に存在しております。4 日、申請者の代理人であります〇〇事務所の〇〇さんに電話にて確認をいたしました。申請者の〇〇さんが高齢のため農業を続けるのが困難だとい

ことで、息子さんに耕作を譲りたいということでした。農地の効率的利用、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は、会社員の〇〇さんが150日、公務員の奥さんが50日ということで、安定経営を目指していく形になっています。水稻、エダマメの栽培するには十分な日数と思われます。また、周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、水稻、エダマメ耕作を繰り返しておられ、周囲の耕作については、今までどおりの作付になるために支障はありません。そのほかに懸案事項は特にございません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

会 長

調査報告ありがとうございました。

お父さんが老齢になり息子に移譲するというような計画と思われます。皆さんのほうからのご意見を頂戴いたします。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、議案第21号の2の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、番号3、議案第21号、番号3について、担当委員からの調査報告をお願いいたします。

10番委員

10番〇〇担当の阿部です。

農地法第3条の申請事案について報告をいたします。

7月7日に譲受人立会いにて現地調査をしてきました。場所なんですけれども、〇〇の郵便局の反対側を南側に50mぐらい入った宿泊施設と建物の間にあります。申請地なんですけれども、傾斜地にありまして、以前は桑畑として利用していた場所で、現在は草木になっています。譲渡人は、終活の一環としても処分を考えていたそうです。譲受人は、旅館業も行っていて、申請地にハーブ、サンショウ等を栽培して利用したいとのこと。なお、周辺に隣接農地はなく、支障はありません。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

会 長

調査報告ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、皆様のほうからご意見、ご質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、お諮りいたします。

ただいまの案件、許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第21号3番は許可を決定いたします。

続きまして、番号4に行きたいと思いますが、申請が委員の庭野さんでございますれば、審議中の退席をお願いしたく思います。

それでは、調査報告のほうをお願いいたします。

11番委員

11番須川担当の藤井です。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

7月1日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇より東へおよそ1kmのところ。1日、〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。譲渡人が相続により取得したんですが、農業をしていないため譲受人に譲渡したい。譲受人は申請地は自宅前にあり、経営安定のため申請地を取得したい、また耕作をしたいということです。農地の効率的利用、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は365日で、水稲及び和牛の飼育をしております。農業をするのに十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は特にありません。なお、その場所は、今ハウスがありますけれども、そこは水稲の育苗ハウスとして利用し、冬場は農業機械を入れておくということでもあります。なお、周辺の耕作は農地のため支障はありません。その他に懸案事項は特にございません。

よろしくご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告を受けまして、皆様からのご質疑、ご意見いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、お諮りいたします。

ただいまの案件、許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第21号の4の案件は許可と決定いたします。

庭野さんの入会をお願いいたします。庭野さん、よろしいでしょうか。

12番委員

はい。

会 長

続いて、番号5番に行きます。

担当委員に調査報告をお願いいたします。

14番委員

14番、〇〇担当の原澤です。

農地法第3条による調査報告いたします。

7月3日、現地調査をしまして、利用中の農地があり、その隣で耕作したいと、こういうことです。けどもここは前々から〇〇さんから借りて〇〇さんが作っている。それで〇〇さんが高齢なんで譲渡したいということで〇〇さんがじゃあ譲り受けるという、そういう農地なんです。今でもちゃんと耕作され、続いてまた耕作も可能と思われます。ほかのは、みんなきれいになって、他のほうも迷惑かけない。それで〇〇さんも365日畜産やっていて、従事しているから間違いはない。あとのほかのものは、みんな懸案事項は特にございません。皆様のご審議をお願いいたします。

会 長

調査報告ありがとうございました。

今までも事前にお借りして耕作をされていた、〇〇さんでございまして今度売買、譲渡という形を取るということで、ずっとほ場展開できるということでございます。皆様のほうからのご意見をお受けしたいと思えます。

(「なし」の声)

なければ、この案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第21号の5の案件は許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明がございます。

事務局

それでは、6ページをお開きください。

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり申請がありましたので、意見決定を求めます。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上になります。よろしくお願いいたします。

会長

事務局よりいろいろ説明いただきました。

調査報告のほうを番号1よりお願いしたいと思います。

5番委員

5番、〇〇の片野です。よろしくお願いいたします。

農地法第4条による申請事案の調査結果を報告します。

申請地は、〇〇より〇〇に1kmのところにあります。どっちかというと、〇〇のほうに近いと思います。

7月6日の日に、ご本人と会いまして、僕はこのうちだったんですよという話。それで今、農地なんで、宅地に戻そうということになりました。そこは今までどおり使っているんで、今後も関係なく使っていきたいななんて思っているようです。それなので、ほとんどが今のところ耕作とか、いろんなことに対しては、ほとんどありませんし、何もありませんので、皆さんのご審議のほどをよろしくお願いいたします。ここは農地でないので、周りはちょっと広いんですけども、あと、このあともう1つあるんですけども、そのときには、もう一回話したいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

調査報告、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして皆様のほうからのご質疑、ご意見を承りたいと思っております。いかがでしょうか。

始末書添付というところで追認という格好になろうかと思えます。皆様のほうはいかがでしょうか。

(「なし」の声)

ご意見ないようであればお諮りいたします。

この案件許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第22号の1の案件は許可することと決定いたします。

番号2番に移ります。

担当委員による調査報告をお願いいたします。

9番委員

9番、〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。

農地法第4条の申請事案が出ましたので、調査してまいりましたので、報告をいたします。

〇〇より北へおよそ500m、7月5日、現地調査を行いました。

これ、始末書が添付ということですがけれども、もう農地ではありませんけれども、道路や橋にはさまれて、裏は河川ということで周りに農地がなく非常になんです。住宅、主に駐車場ですかね。上に〇〇があって、駐車場の用地としても使っていたということでもあります。これを相続したということなんですけれども、これは今後もこのままの現状で使いたいということでもあります。また、周囲に農地等がありませんので影響はないと思います。

ご審議のほどお願いします。

会 長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、皆様方のご意見、ご質疑いただきたいと思えます。

これも始末書添付、追認という形を取るかと思えます。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければお諮りいたします。

ただいまの案件、許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第22号の2の案件は許可相当と決定いたします。

それでは、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、8ページをお開きください。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、6件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上になります。

会 長

ご説明、ありがとうございました。

番号1番よりご審議に当たりたいと思えます。

議案23号番号1について、担当地区の委員さんの調査報告をお願いいたします。

2番委員

お世話になります。

2番、〇〇区担当の近藤です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇より東へおよそ200mのところ です。

7月5日現地調査を行い、翌日申請者の代理人の〇〇さんに確認いたしました。〇〇さんが休耕中の畑に車庫を建てる計画をされています。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思えます。申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われる。周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除

措置についても想定される被害等はないと思われます。そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

会 長

調査報告、ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、皆さんからのご意見、ご質疑いただきたいと思います。

自動車の車庫というか、それをつくりたいという案件でございます。いかがでしょうか。

では、お諮りいたします。

ただいまの案件、許可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第23号の1の案件は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第23号番号2について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当片野です。よろしくお願いいたします。

農地法第5条の調査結果についてご報告いたします。

申込地が〇〇より1kmのところですが、先ほど言った方の、この人の同じ土地なんです、今度は駐車場ではなくて、住宅地になります。

7月6日に父親の人と会いまして、これはどういうんですかと言ったら、畑にしていた部分を住宅が建つということで、住宅地で買ったみたいなので、そこは関係ありません。息子さんに家を建てるということで申請がありました。申請書、設計書、資金が確認でき、早めに着工したいということでもありますので、お願いいたします。

周りの農地への支障はほとんど関係ないと思っておりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

会 長

調査報告ありがとうございました。

皆様のほうからのご意見、ご質疑、お受けしたいと思います。

(「なし」の声)

いいですか。

先ほどは車の駐車場に使いたいということで、こちらは、現況は畑になっている？畑を壊して今度そこに建物を建てたいという……。

5番委員

ここ実際は何の土地なんですかと聞いたら、とりあえずうちが買ったんですけども、広い土地なんで畑として使っておりますということなんです。それで息子さんが家を建てたいということなので、この土地に家を建てるということで今年申請をしまして、田んぼの農地を住宅にしたいということで申出がありました。

会 長

畑、田んぼ、どっち。畑、田んぼ。

事務局

自分も現地のほうを実際確認させてもらいまして、住宅のほうの用地に関し

ては、一部畑という形でネギなどを栽培しているということは確認取りました。田んぼとしては機能してないというふうに見ております。

会 長

皆様のほうからいかがでしょうか。

庭用地で使っておって、結局は始末書で出たのかと思ひまして、ちょっと質問いたしました。

皆様のほうはいかがでしょうか。

なければただいまの案件、許可相当でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第23号の2の案件は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第23号、番号3につきまして調査委員の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いいたします。

農地法5条により申入れによって調査結果について報告いたします。

申込地は〇〇より約1kmのところ です。

7月6日現地調査を行い、〇〇さんに確認しました。〇〇さんが休耕地、畑になっているところを〇〇の建設工事のために現場事務所と駐車場をつくりたいという、〇〇さんからの申込みがありまして、申請が出ています。申込み、見積り、計画書、資金が確認でき、許可をいただければ早めに着工したいと思っていますということでした。この農地、ほとんど関係ありません。周りに農地がなく、後ろはテニスコート、横は〇〇ということで申込みがありました。農地は関係ありませんので、皆様のご意見いただければありがたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

会 長

工事に伴う調査報告、ありがとうございました。

工事に伴う一時転用の許可申請でございます。

皆様のほうからいかがでしょうか。

(「なし」の声)

なしの声でございます。

では、議案第23号の3番は許可と決定いたします。

続きまして、番号4でございますが、先ほど事務局よりご説明がございましたので。

事務局

すみません、4番に関しては〇〇の案件ですので、計画変更は〇〇になるので、須藤委員より報告をお願いしたいと思ひます。

会 長

それでは、調査報告のほうをお願いいたします。

9番委員

9番、〇〇担当の須藤です。よろしくお願いいたします。

農地法5条による申請事案の調査結果についてご報告します。

場所は〇〇の〇〇橋より東へおよそ50mのところ です。それで、転用目的としては駐車場として使いたいということでありまして、既に農地というより住宅の庭用地になっております。隣に畑はあるんですが、耕作用地をして防除措置、その他は問題ないと思ひれます。また、おいおいですね、転用すること

によって付近の農地は被害等もないと思われます。その他の懸案事項もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

そのことにつきまして、私がぼっとしておりました失礼いたしました。担当報告でございます。

ただいまの調査報告につきまして、皆様からのご質疑、ご意見伺いたいと思ひます。

ないようですので、番号4のこの案件に関しまして許可相当でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第23号4の案件は許可相当と決定いたします。

続いて、先ほど申し上げたとおりに飛ばして、番号6番のほうに移らせていただきます。

議案第23号番号6について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

18番委員

18番、〇〇担当の戸澤です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は〇〇のところを北に上がった貸付人の〇〇さんが経営している〇〇内の一部になります。

7月5日に原澤委員と現地調査を行いました。一時転用の申請になります。目的なんですけれども、今年3月の下旬に雪の影響で送電線の電線のところに損傷があったようで、この敷地内に鉄塔があるんですけれども、そのすぐ近くで電線の損傷があったらしく、この場所に工事を行うためのドラム置場とか、巻き取る機械とかをこの場を借りて転用したいとのことでした。申請書、工事予定表、工事予算書、計画書等の確認はきちんとでき、許可が下り次第7月29日より工事の予定だそうです。周辺農地の支障ですが、リンゴの木離れていますし、支障はないと思われます。そのほか想定される懸案は特に見当たりませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

調査報告、ありがとうございました。

これについても一時転用という申請議案でございます。

皆様のほうからのご意見、ご質疑伺いたいと思ひます。いかがでしょうか。

(「ありません」の声)

なしの声でございます。議案第23号6の案件は許可相当と決定いたします。

議案第24号に移らせていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてですが、議案第23号の番号5と併せて事務局より説明がござひます。

事務局

すみません、そうしましたら、11ページのほうをお開きください。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による変更申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件になります。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局よりの報告がございました。
これは調査報告、お願ひしてございますか。

事務局 はい。

会 長 それでは、調査報告のほうをお願ひしたく思います。

11番委員 11番、〇〇担当の藤井です。
農地法5条による許可後の計画変更事案の調査結果について報告いたしま
す。

申請地は〇〇より南へおよそ100mのところではす。

7月1日、現地調査を行い、翌日、承継者の〇〇さんに確認いたしました。
当初は〇〇さんが事務所兼資材置場を計画していましたが、利用する必要が
なくなり、賃貸契約が終了し返還したため実行できず、今回、〇〇さんが事務
所兼資材置場を建てる計画をされています。転用目的の確実性につきましては、
申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工し
たいとのことでした。実行は確実と思われます。申請面積の妥当性ですが、周
辺の状況からも妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、
周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転
用することによって生じる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定
される被害等はないと思われます。そのほかに想定される懸案事項等は見
当たりません。

次に、農地法5条の申請事案の調査結果についてですが、申請地は〇〇より
南へおよそ100m、同じ場所です。

7月1日、現地調査を行い、翌日申請者の〇〇さんに確認いたしました。〇
〇さんが休耕地の畑に事務所兼資材置場を建てる計画をされています。転用
目的の確実性につきましては、申請書、見積書、計画書、資金が確認でき、許
可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。
申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも妥当と思われます。周辺農地の
営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見
込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物
の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われます。そのほかに
想定される懸案事項は見当たりません。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

会 長 調査報告、ありがとうございました。
ただいまの報告を受けまして、皆様のほうからご質疑、ご意見を賜りたいと
思います。

なければ、私のほうからいくつかお答えいただきたいのですがよろしいでし
ょうか。

まずは、大規模な、ちょっと面積が多いので、これは平成2年のとき、多分、町の開発許可とか何か下りてると思うんですが、その後、これはかかるのか、それともこれは計画でもう1回落としてしまったからもういいのか、その辺ことと。

それから、賃貸借の解約といいますか、それは出されておられるのか。

それから、平成2年にやっていて解約後、そのままになっていると、その目的使用をされてなかった場合の何か対処方法は、なかなか難しいだろうと思いますが、その追跡で目的が使われてないというようなことがあった場合に、どうしたらいいとか、その辺の対処方法あったら、もし。

事務局

すみません。まず1つ目の会長からのご質問なんですけれども、まず、開発行為に当たるかというところなんですけれども、今回の転用の面積が2,500ちょっとですかね、に当たると思うんですけれども、まず、開発許可、ここ〇〇のエリアが都市計画区域外に当たります。みなかみ町都市計画区域非線引に当たるんですけれども、〇〇に関しては都市計画区域外になりますので、区域外になると、県のほうが示している開発許可の面積が1万㎡になるので、そこには当たらないということになります。

あとですね、そもそもの話なんですけれども、今回は資材置場として利用されるので、開発許可というのは地形的というんですか、要は区画、盛土・切土だったりとか、あとは公共施設、下水道を通したりとか、そういった部分に係るものになりますので、今回の資材置場というのは、県が示している開発許可に該当しませんし、町の開発協議にも該当しません。

以上です。すみません。そのまま続けてよろしい……。

会 長

解約は届出してあるのか。

事務局

解約については、民々の話であると、貸主、借主の間では解約されたという話を受けているんですけれども、そのあたりは利用がされなくなったという報告は農業委員会のほうには特になかったという判断でございます。

こういった現状、許可が下りてから着工だったりとか、されてるかされてないかということに関しては、一応農地法の関連で完了報告書というところとか、進捗状況という形で許可後に申請人に対して報告をさせていただいてるだけですね。それを上げてきているものに関しては把握しております。それを定期的に農業委員会のほうも書類が提出されていないものに関して書類のほうを再度お送りして進捗の管理のほうをしております。それは県のほうにも報告をしていることなんですけれども、そういった形で、タイミングでその進捗状況などのほか、完了状況というのは把握しているというところでございます。

以上です。

会 長

分かりました。ありがとうございます。

皆様のほうから何かご質問あったらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第24号及び議案第23号の5番の案件は許可相当でよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第24号及び議案第23号の5番の案件は許可と決定いたします。

続いて、議案第25号に移ります。

農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりご説明がありません。

事務局

13ページをお開きください。

議案第25号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑の賃貸借の通年3,625㎡、利用権存続期間は10年、3,625㎡、合計も3,625㎡です。

貸し手は1戸、借り手も1戸でございます。

15ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願いいたします。

会長

ご説明ありがとうございました。

皆様のほうからご質疑承りたいと思います。

(「なし」の声)

ただいまの案件、なければ承認といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「結構です」の声)

承認いたします。

協議事項・報告事項に入らせていただきます。

(1) 農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。

事務局

16ページをお開きください。

報告第1号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続2件の認定案件となります。認定日は令和6年7月10日となります。

恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

皆様のほうからご質疑があったらお願いしたいところですが、これは報告事項ということでございますので、ほかの委員も全く意見ないと思っておりますが。

次に、移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

大きな6番のその他に移ります。

委員の皆様からその他で何かご意見ある場合には、挙手をもってお願いいたします。

ないようですので、事務局のほうは何か用意してございますでしょうか。

(「特にありません」の声)

事務局よりも何もないということでございますので、以上をもって本日の議事、報告事項の全てを終了したいと思っております。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時43分〕